

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(當)違反点数
令和6年6月20日	株式会社山川物流(法人番号3340001009409) 代表者 森英実	本社営業所	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年10月12日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)	4	4
	鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-5	鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-5					
令和6年6月26日	有限会社西本産業(法人番号3290802022474) 代表者 西本修	本社営業所	輸送施設の使用停止(70日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第18条第3項、道路運送車両法第52条	令和5年11月14日、監査実施。16件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の選任(変更)届出違反(安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(4)点呼の記録事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録保存義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)業務の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(14)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(15)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者の選任及び解任未届出違反(安全規則第19条第1項)	7	7
	福岡県行橋市泉中央2-14-13	福岡県行橋市泉中央2-14-23					